

第六十八回 参議院農林水産委員会會議録第十八号

昭和四十七年六月一日(木曜日) 午前十時二十九分開会

委員の異動

五月三十日

初村瀧一郎君

補欠選任

若林 正武君

五月三十一日

若林 正武君

補欠選任

若林 正武君

初村瀧一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

高橋雄之助君

理事

亀井 善彰君

園田 清充君

中村 波男君

前川 且君

宮崎 正義君

委員

梶木 又三君

久次米健太郎君

小林 国司君

鈴木 省吾君

温水 三郎君

初村瀧一郎君

星野 重次君

堀本 宜実君

山崎 五郎君

川村 清一君

工藤 良平君

辻 一彦君

村田 秀三君

塩出 啓典君

向井 長年君

衆議院議員

塚田 大願君

三ツ林弥太郎君

農林水産委員長

代理理事

國務大臣

農林 大臣

赤城 宗徳君

政府委員

北海道開発庁総務監理官

山田 嘉治君

農林政務次官

佐藤 隆君

農林大臣官房長

中野 和仁君

農林省農政局長

内村 良英君

水産庁長官

太田 康二君

事務局側

常任委員会専門員

宮出 秀雄君

説明員

環境庁水質保全局水質規制課長

山中 正実君

水産庁漁港部長

矢野 照重君

本日の會議に付した案件

○漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋雄之助君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁港法の一部を改正する法律案、漁業協同組合整備促進法を廃止する等の法律案及び中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案

を一括して議題といたします。これより質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○宮崎正義君 漁港法の一部を改正する法律案、この法律案のねらいといいますが、一歩前進をした形で非常についでと思うんであります。と申し上げますのは、特定第三種漁港は、大体現在十一港であるという事はわかっております。い

ずれもわが国の代表的な大規模な漁港であると、これも承知しております。また、地元船以外の外国船等の利用等もこれもありますし、非常に公共性が高いということもわかっております。当然、国の負担も、地元の負担も、当然そこには大きなものがかかってくるということも、これもそうあるのは当然だと思っております。したがって、この第三種漁港の外郭あるいはその水域施設にかかわる漁港修築事業の国の負担割合を、これまでの百分の六十から百分の七十にしていこう。むしろ、もう少しの引き上げというふうなことで私は当然考えていかなければならない。と申し上げますのは、前回も、先日、この委員会でも、私ちょっと触れましたのですが、非常に漁港関係というものが進んでいるような形で、実質は非常におくれているというのが実態でございます。こういう観点の上から見ていきますと、いま申し上げたように百分の七十—もう少し、百分の百ぐらいまでもっていくぐらいの考え方をしなければ、われわれの食生活を守っていくということも非常に困難じゃないかと思うのです。しかも、公害問題等がずっと大きな影響を与えているということから考えてみますと、大きくそういうところから考えていっても、手を打たなければならぬ問題がしばしばあると思うのです。したがって、この特定三

種、四種の各漁港整備事業に対しても、この従

来のような考え方で私は、いけないと思う。これに対して、今回は特定第三種だけに限られておりますが、他の種の漁港も当然引き上げ率というものを考えていかなければならないのじゃないかということをお考えを思っておりますが、この点どんなふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(太田康二君) 今回御審議をいただいております漁港法の一部改正法案におきましては、いま御指摘のございましたように、特定第三種漁港の国の負担率を外郭施設と水域施設に限りまして、百分の六十から百分の七十ということにいたしましたのでございます。御指摘のとおり、他の一種、二種、三種さらには四種漁港につきましては、国の負担割合、あるいは補助割合等が定められておるわけでございますけれども、これらにつきましても、いろいろ問題があることは御指摘のとおりかと思っております。私どももいたしましては、今回ぜひ長年の要望でございましたところの特定第三種漁港につきまして、何と申しますか、一応重点をしまして、特に公共性が高く、しかも事業費の負担の、事業費が大きいかさむという外郭施設と水域施設に限りまして、国の負担割合を引き上げたということになったわけでございますけれども、前々から申し上げておりますように、私どももいたしまして、昭和四十八年度には、ぜひ、第五次の漁港整備計画を策定をいたしたいと考えております。その機会に、いま御指摘になりましたような点につきましても、全面的な検討をいたしまして、他の公共事業、特に漁港の場合には財政当局との話し合いでは、すぐ港湾との関係が問題になるわけでございまして、これらの負担割合等も参酌しながら対処してまいりたい、かように存じております。

○宮崎正義君 特に、私は三種漁港というものは、同じような扱い方をしていかなきゃいけない

のじゃないかと思ひます。と申しますのは、ほとんど漁船も大型化してきておりますし、外航関係が大きいおきましても、内外の使用度というものが大きくなつてきております。ですから、当然も三港漁港も当然含めていかなければいけないという事は、私は当然の理だと思ひます。

そこで漁港法の第一条でも、読み上げるまでのこともなく、第一条に「この法律は、水産業の発達を図り、これにより国民生活の安定と国民経済の発展とに寄与するために、漁港を整備し、及びその維持管理を適正にすることを目的とする。」という、そういう目的観の上から考えまして、考えてみれば、漁港の修築事業の整備計画を、今日まで第一次から第四次計画に移されて、移行されてきておられて、二十年の経過をしていられるものもずいぶんあるわけでありませう。

で私は、先日川村委員は、未着手のものを取り上げて、盛んに指摘をされておりましたが、それにもう当然であります。私は、その未着手のものより、着手しているけれどもまだ完成していないというものを、私は、きょうは取り上げてみたいと思ひます。

ただいまおられます資料によつてもわかるんでありますが、完工されていない、工事中のものが十九港——この資料によつて計算してみますと、私はあるのじゃないかと思ひます。第一次計画で国は四百五十港の計画をしまして、第四次までに完工されたものが三百五十一港である。未完工を引きますと、九十九港になる。完成、完工されないそれぞれの漁港は、基本施設だとか、あるいは機能施設の、それぞれ違ひがございます。また、地形の問題もありませんし、特殊性を持つた気象等々の関係も、条件はそれぞれ違ひをおるわけで、未完工であるという事は、一つ一つその理由があつて完工されないという事だと思ひます。それらの状態というものを、一つ一つ掌握していかねばならない。これがなされなければ、次への計画を幾ら立ててもだめだということになるのです。

いま申し上げましたように、「漁港整備計画(第一次〜第四次)」とその実績」といふものを、ただいおるものの中から、私は申し上げているわけですけれども、もう一回繰返して申し上げますと、第一次計画の、第十四国会、昭和二十六年の、四百五十港といふものを承認をされて、そして進めていかれた。それから第二次では六百四十港、第三次では三百八十港、第四次では三百七十港、こういうふうな漁港数というものを指定されておられます。そして、第一次の四百五十港のうち未着手が七十五、それから完成したものが四十三という事になつておられますが、この完工されたものが、四百五十港のうち四十三である。それから第二次に完工されたものが二百四十三、第三次に完工されたものが四十九、第四次が十六といふ、これを合計しますと、三百五十一港になるわけでございます。ですから、最初に四百五十港の計画を立てたものの、四次までで上がったものが、完工されたものの港数を合計しましたものが、三百五十一となりませうが、そうすると、四百五十から三百五十一港といふものを引けば、最初に申し上げました九十九港といふことになるわけでありませう。この九十九港についての漁港の名前、それがわかればお知らせを願ひたいと思ひます。

第一次の四百五十港だけを取り上げてみて、そうして着工するといふ計画の四百五十港を基盤にしての考え方にとらえても、全体の完工したものの差を引いてみても、九十九港は未完なんだということになる。おわかりでしょうか。

○説明員(矢野照重君) たいま御質問の件なんです。内容的にちよつと私の調べましたものと相違点がございませう。それは第一次の四百五十港のうち完成しましたものは四十三港ございませうが、この中で第三次あるのは第四次に、その後の情勢が変わりまして再度着工したのもございませう。といふことで、先ほどお話しございました数字をそのまま足して九十九港が現在まだ完成していないのじゃないかということには必ずしも結びつかないのございませうが、私のほうで調べ

した結果の概数を申し上げますと、一応第一次漁港整備計画に四百五十港採択されましたが、このうち二次から二次に引き継ぎ、三次にさらに引き継ぎ、四次にまで引き継いで事業を実施しているものが百三十港ございませう。それから一次から三次まで修築事業として実施しまして、おおよそ完成いたしました。あとの仕上げを第四次で改修時までに実施しているものが三十四港ございませう。それから一次、二次を修築事業でやりまして、三次は改修に落ちましたが、その後さらにまた必要性が生じまして再度修築事業として実施したものが二十港ございませう。それから一次、二次、修築事業でやりまして、三次、四次、改修事業でやりましたものが五十六港ございませう。これらを合合わせると二百四十港ございませうが、この二百四十港は、結局一次から第四次までずっと引き続いて事業を実施している港数になります。

それから次に、完成港でございますが、一次のみで完成したものが、先ほど四十三港という数字が出ましたが、このうちそのまま、完成のままであつて再度事業を実施してないもの、すなわち一次で完全に事業が終わりましてその後事業を実施してないものは、その四十三港のうち二十九港でございます。それから一次計画と二次計画と両計画を実施しまして完成したものが七十九港ございませう。それから一次、二次を修築事業で実施しまして、三次になりまして改修で最後の仕上げをやりまして完成したものが二十五港ございませう。それから一次、二次、三次と修築事業をずっと実施しまして完成したものが十三港ございませう。

以上、四ヶ所を合計しますと百四十六港になります。結局第一次の四百五十港のうち、第一次のみで完成したものは第二次、第三次等に引き継ぎはしましたが一応とにかく完成しました。現在事業をやつていませぬ個所が百四十六港ございませう。それから、一次で一応完成し、二次計画では休んでおられますが、その後また再度事業の必要が生じまして、三次計画あるいは四次計画におきまして修築あるいは改修事業として再度着

工したものが、これはいろいろのケースはございませうが、含めまして六十四港ございませう。以上、合わせて四百五十港になります。結局、第一次採用漁港の四百五十港のうち現在も引き続いてずっと継続して事業を実施したものが二百四十港、それから多少二次、三次には持ち越しましたが、少なくとも現在においては、完成して事業を実施してないものが百四十六港、それから一次では一応完成しましたが、完成して二次では事業をやつておりませんが、三次、四次等で再度事業の必要性を生じまして現在、再度着手したものが六十四港という結果になつております。

○宮崎正義君 そうすると二百四十港ということになりますね、二百四十港ですね。
○説明員(矢野照重君) 二百四十港といふのは……
○宮崎正義君 二百四十港といふのは、工事がまだそのまますと引き継がれてきているといふやつですね。
○説明員(矢野照重君) 二百四十港です。
○宮崎正義君 二百四十港ですね。完成したものが二百四十港ですね、全く完成したものが四十六港です。
○説明員(矢野照重君) 現在完成しているのが百四十六港です。
○宮崎正義君 六十四といふのが、再度できるといふのでしよう。
○説明員(矢野照重君) さようでございます。
○宮崎正義君 そうでしよう、わかりました。それはたいま御説明がありましたので大体わかりませう。といふのは、あとでまた質問をいたしますと、その内容がよくわかるわけですね。どういふわけで、そういうふうな一次から二次、三次へと繰り越して移行されていかなければならないのかという事を一つの例をもつて今度じっくりとこれから申し上げます。

そこで、さつそくその例に入りますが、これは青森県の三厩の漁港のことから一つの例をとつてお話しをしてお伺いしてみたいと思ひますが、

御存じのように青森県の三厩港は、これは第二種漁港でございますが、昭和二十六年から第一次整備計画が着工されました、第二次、第三次、第四次と今日までに至っております。第一次から第四次までの実績はどうなっているのか、あるいはまた事業費の実績はどうなっているのか、また、その第四次に来ておりますが、その進捗率はどうなっているのか、第二次整備計画、第三次整備計画の年次別事業費はどんなふうに国から負担をしているのか、そういう具体的なことをお伺いしたいわけでありませう。これも前もって三厩のことを質問するからというように申し上げておきましたので、お調べになっていると思えますのでお答えを願いたいと思います。

○説明員(矢野照重君) 三厩漁港の整備の状況でございますが、これは一次計画からずっと引き続いてやっております、第一次計画におきましては、実績が二千六百六十万でございます。第二次計画におきましては三千四百万で、その時点におきまして計画は、一応完成しております。引き続きさらさら拡張の計画がございまして、第三次にも採択されました、第三次計画におきまして実績は四千六百九十万、四次計画におきまして引き続き採択されておまして、四十四年から四十七年までの実施見込み額が七千九百六十万ということになっております。

○宮崎正義君 これは私のほうの調べたものでは、事業費が第一次が七千九百八十万円で、その実績が二千六百六十万円で三三・三％しかできていない。第二次計画は、いま言われたのとおりの一〇〇％になっております。第三次計画は一億二千六百万のうち四千六百九十万で三七・二％、四次計画は二億七千九百万でそのうちの七千九百六十万で二八・五％という予算の率になっておりますがね、それでこのようになっておられるので、現地の私は状態を聞いてみたのですが、これはどうなんですか。

○説明員(矢野照重君) 私、先ほど実施額を申し上げましたので、全体計画につきましては、ただ

いま先生がおっしゃった数字に間違いございません。

○宮崎正義君 ですから予算が、事業費と実績というものがだいぶ違っているわけでしょう。それだけ消化してないということですね。仕事をしないでいいということになるわけですね。ですから、私は事業費の面と実績でできたものとの進捗率というものを伺ったわけなんです。

さらに、こまかく申し上げますと、これを申し上げませんと、日本全体の漁港の状態というものがわからないと思ふんです。たとえば、第一次整備計画で昔からあります、昭和初頭につくった五十二メートルくらいの防波堤を第一次で十二メートルの防波堤に増築したわけなんです。そして、その前の分にかさ上げをしたわけなんです。そのかさ上げ費は入っておるわけなんです。これが昭和二十六年、昭和二十七年になりますと、防波堤を今度は十八メートル延ばした。十八メートル延ばして、今度はかさ上げを九十二メートル延ばして、今度は十八メートル延ばして、そして今度は防波堤を十八メートル延ばして、そして今度は防波堤があるいはしゅんせつ、埋め立て等やっております。それから、二十九年には八メートル防波堤をやった、物揚げだとか排水口だとか埋め立てとかしゅんせつだとかやっております。

〔委員長退席、理事亀井善彰君着席〕

それから、三十年には八・八メートルの防波堤をつくっている。それから、二次のほうに入りましてから、防波堤を十メートルやっております、今度はかさ上げを五十メートルやっております、前に戻ってきているわけなんです。それから三十二年にはしゅんせつとか、あるいは物揚げだとか護岸だとか埋め立てだとかやっております。それから三十三年には護岸が七八・三だとか側溝だとか埋め立てだとか、しゅんせつだとか排水口だとかやっております。三十四年には防波堤は二十二・五メートルやっております。それから、三十五年には防波堤を今度は三・七メートルやっております、船揚げ場が四十五メートルやっておりますということになっていま

す。第三次のほうにいきまして、今度は防波堤を二十三メートルやっております、しゅんせつをやっております、防波堤を四十年にはやっております、こういう経路をたどっていきまして、かさ上げをやった時点で防波堤をやつていけばいいの、一応やっております。それから、今度型年になってそこをかかさ上げをして、という形態で、また低い防波堤をつくつて、また、その翌年にはかさ上げをかかさ上げの分だけ続けてやっておりますというふうな形式になっていくように思ふわけなんです。これは、当初の計画というものをこれくらいの高さにしなければ防波堤にならないのだという計画のもとに、初めからかさ上げしないようにして計画を立てていけばいいの、そうじゃなくかさ上げをしなきゃならぬの、かさ上げを次から次へとやつたものに対してまたかさ上げをして、また、やつたものに対してまたかさ上げをしていくというふうな、そういうことを繰り返しているのが予算面の上から、また現場の人たちの言うことから考え合わせると、また、はつきりしているのですが、こういう点に対する何となく、計画性といひますか、そういうようなことを御存じなんでしょうか。そういう工事がそのままたのこういうふうな形態で続けられてきたということ。

○説明員(矢野照重君) いま先生がおっしゃられましたような施行段取りでやつたことは、十分承知しております。それで、防波堤をつくる場合に、完成断面でなげやらないかという御質問の趣旨だと思ひますが、これはそういう場合は、大体大きく分けて二ケースあると思ひます。一つは、これは主として純技術的な問題になります、特に地盤が悪い場合に、一応基礎捨て石あるいは堤体工事で施行しまして、そして一年あるいは二年程度落ち着かせまして、そして十分基礎が固まり堤体が安定した段階で再度後年度にかかさ上げ、最後の仕上げをやるといふ場合、それからもう一つは、これは効果をあげるというふうな面からでございますが、一応防波堤としましては堤体ができまして、

堤体の高さに応じた内輪の効果といひますか、そういうものが發揮できるわけですが、その場合に、与えられた予算内でやる場合に、完全な断面を百メートルやつたほうがいいのか、あるいは多少天端を低くしても延長をさらに延ばして、たとえば二百メートルなりやつて一応完全ではないが、ある程度被覆された泊地を置くほうがいいかというふうなことで、多少天端を後年に回して堤体の延長をどんどん延ばしていくという場合もございします。そういうことで、必ずしも完成断面で同時にやつていったほうがいいのかどうかという点については、問題がある場合もございしますし、その点につきましては、その状況に応じて最も適切だという方法をもってやっております。

○宮崎正義君 技術面のことにつきましては、一応了解できますが、こまかでやつてもらわなければ困るんだというのでその事業費、予算を組むわけなんです。すると予算が来ないのだからやりたくもやれない。ですから、この時点まで延ばしてでもらいたいのだという要求を地元ではするわけなんです。それもある程度の削減をされてから今度は事業費を組まれて、さらに実施面になり、もっと予算がさらさら来ないということになってきます。進んでいっていかないというのが現況なんです。だから、地元では予算さえ、こちらの言っている事業費を、組まれた予算さえきつちとしてもらいさえすれば、この事業はうまくいくはずなんだということをやつておられるわけなんです。何と云いますか、多額の予算削減というものがされるために、進むべきを進ませることができないと、これはいままさら私が変な例を言つて申しわけありませんけれども、あの「新平家物語」——吉川英治さんが書いてある本——の中にもあれは何ですか、清盛が何とかいってやりましたね、経島、俗にいう経島に貿易港をつくるのに、自分の私財を投じて何回もやり直した。どうしてそれができないのだらうか、ある一定のところまできつちと防波堤をやつていけばできるんだ、それには財力が必要なんだ、ということが結論となって、それではこ

の秋までには、ここまでは思い切って財力を傾注して、それではこの点まではどうしてもつくりなげればいけないのだといってあれが完成したというふうなことが出ておりましたのがね。そういうふうな事近な例といえますか、そういう歴史的事とは、ぼくはわかりませんが、そういうふうな事から勘案してみても、われわれは、この漁港では計画どおりに進むんだということになされると思うのですがね。そういう予算措置の上においての問題が私は、はっきりあるんだということを言っているわけなんです。長官、どうなんですか。

○政府委員(太田康二君) 予算の執行のしかたの問題もあらうと思ひますが、いま言った技術上の問題もあらうと思ひますが、先生に御提出申し上げました漁港整備計画の過去の姿を見ていただきますとわかりませんが、実は、現在やっております第四次漁港整備計画に、何年から何年までの間に総額幾らでやりますかというふうなことが、実は、その法律発足当初ははっきりしていません。たわけです。それで、第一次の計画というのは、さつき御指摘のございましたように、四百五十港を修築事業の対象に取り上げます、その事業費は五百四十四億でございます、それを昭和二十六年で以降実施いたします、そこまできまっております、実際に昭和二十六年から二十九年度まで、実際の事業は、百二十一億しかやっていないわけなんです。それで進捗率が二一・三％。ここで第一次の整備計画というものは打ち切ったわけでございます。それでまた第二次に移りまして、第二次が六百四港で五百五十億の事業費でございます、このときも昭和三十年以降だということ、いつまでというところがはっきりしていません。それで、結局、三十年から三十七年度まで実施いたしましたので、三百九十三億二千三百万の事業費を実施したわけ、これも、だから計画というか、計画に對しましては七一・四％しかいっていない。

た。そんなようなこともございまして、いま御指摘のような、たとえば先ほど御指摘の港につきましては、第一次の場合には、計画は確かに七千九百八十万の計画でございまして、実際に二十六年から二十九年度で実施しましたのは二千六百万円、進捗率が二一・三％しかいって、おきませんから、それに比べますれば、平均より一〇％ぐらい高くなる港については実施いたしておりましたが、第一次計画、第二次計画の時代には、いつからいつまでかということが明確でございまして、そのために非常に進捗率というものが途中で打ち切られたというふうなこともあります。しかし、御指摘のとおり、予算の何か実行のしかたが多少総花的になって、もっと重点的にやれば計画がもっと高く進捗を確保できたものが、確保されていないというふうな問題はあらうかと思ひますので、実施の際に、十分そういう点にございまして、今後、配慮してまいりたい、かように存じております。

○宮崎正義君 それもまた、おかしな話なんですよ。第一次計画というのは何年から何年までやっていたか、なければならぬんだという一応の目途は立っているわけなんです。予算も立っているわけですからね。ですから、そういう面からいけば完全に第一次は二十六年から三十一年、第二次は三十二年から三十七年、第三次は三十八年から四十二年、第四回は四十二年から四十七年、というふうな面を御勘案願いたいと思うのですが、その点どうなんですか。

「理事 亀井善彰君退席、委員長着席」
○政府委員(太田康二君) 私どもといたしましては、漁港整備計画を立てますときには、当然各県から、県の計画を全部ヒヤリングいたしましたので、それを積み上げて、漁港整備計画をつくりまして、予算要求をいたすわけでございます。私どもの要求がそのまま通るわけではないわけでございます、やっぱり圧縮を受けざるを得ないという実態がございまして、したがって、そういうことになりまして、実際に計画されたものに、予算が成立した時におきまして、実施をする際に計画するものと間に、若干の相違を来たすことは御理解をいただけることだらうと思ひます。そんなこともございまして、実行の段階におきまして、漁民の方々が自分たちが描いていた計画と、実施されたものとの間にそこを来たすというふうなことがあらうかと思ひます。要は、やはり私どもが要求いたします予算の額をできる限り大きくするということが、基本になるかと思ひますので、私どもといたしましては、過去におきますそういう経験も十分踏まえまして、今回の第五次漁港整備計画という際には、十分予算措置を講ずるように、財政当局とも折衝してまいりたい。

な。具体的な問題につきましては、漁港部長からお答えをいたします。
○説明員(矢野照重君) ただいま琵琶湖の例がございましたので、この経緯を簡単に御説明申し上げますが、琵琶湖漁港は、琵琶湖川の河口にございまして、周辺にはかなり勾配のゆるい砂浜地がございまして、こういうところが、早くいえば漁港をつくる場合には、最もむずかしいところでございまして、ちょうど水深が二、三メートルというふうなところは碎波帯になっておまして、漂砂の動きが一番激しいところで、われわれとしましてはこの漂砂対策ということが、漁港をつくる上に最もむずかしいところでございまして、そういうことで、琵琶湖漁港につきましても、そういう地形でございまして、どういふふうな方法があるかは期間とか、そういうものをやったらいかというところで、これは実は、ずっと検討中でございますが、たまたま昭和三十八年以降、四十一年にかけて町の単独事業あるいは道の単独事業等によりまして、一部河口の右岸側に四十メートルの防波堤があるのは四十メートルの船揚げ場等、簡単な施設をつくっております。これにつきましても、砂がどういふふうな影響を及ぼすかということ

ければならない地帯というものは一ぱいあるわけなんです。北海道なんかは、散布だとか、あるいは舞多布だとか、あるいは琵琶湖なんというものは、やはりすごいしゅんせつをやらなければならぬ。琵琶湖なんというところは、防波堤をつくったって船が着かない。そんなものを平気でつくって、防波堤つくったんだといって、地元には言っているわけなんです。地元の人、防波堤ができたら、しゅんせつをやった、やったといったら、しゅんせつをどこにどういふふうなやつていのだというところなんです。これと同じことが、三郎でも言えるわけなんです。写真もとってきているから、ごらんに入れますよ。私の言っていることなんです。写真、みんなとってきてますから。ですから、そういうしゅんせつ作業の事業にしまして、より高度な計画を立てていかなきゃならない。いま機械力も、技術力も相当上達してきているときなんですから、ですから、第一次、第二次当時とは全然違ってきているのだというふうなこともあらうわけですから、ですから、そういう特質のある地帯というものは、特質のあるやはり予算処置というのを考えて、上げていくようにしなければ、いつまでたつたって、一次から二次、三次、四次で、全部継続しても、二十年間もまだそのままであるというのには、内容をよく検討してみれば、しゅんせつだ、しゅんせつだということだけなんです。そういうところもある。ですから、そういう面を御勘案願いたいと思うのですが、その点どうなんですか。

見ました結果、ここを根拠としております漁船は、大体平均喫水が二・五メートル程度でございます。それでございまして、水深としましては大体一メートルぐらいいればいいじゃないかというわけで、いろいろ検討しました結果、マイナス一メートル程度の水深を維持することは、必ずしも現在の状況で不可能ではないんじゃないかというわけで、四十四年に改修事業で着工することに踏み切ったわけでございます。そういうことで、まず漂砂をとめるということで、現在導流堤の延長を行なっておりますが、四十七年度には大体九十五メートル程度の導流堤といいますが、防波堤を延ばしますと、その先端部がおおよそマイナス一メートルの水深のところへまいります。したがって、これができますと、そのあと引き続いてしゅんせつすることによって、マイナス一メートル程度の水深は維持できるんじゃないかということで、現在事業実施中でございます。

○宮崎正義 時間があまりないので、いまの御答弁に対しても種彦瀬のあれは道のほうでやっておることでありまして、問題点もありませんけれども、いまお話しの中の二・五メートルの水深じゃないかならない船揚げ場のところだつて、実際は全然船はつけないんですから、砂で一ぱいで、荷物も何も揚げられるわけじゃないんです、そういう実情なんです。

それはそれとして、三既のことから申し上げても、三既の漁民の人たち、実際生活というものはどんなふうになっているかといふと、いま、だんだんだんだんとあそこも漁船が大型化してきております。しかも、あそこは鉄船がないわけです。みんなシバ材を使っている。地元のシバ材を使っているから、まだ幾らか安いですけれども、いま大体四トンか七トンぐらいい、ほとんど七トンくらいをつくっておるんです。大体五百万から六百万かかるんです。そのうちの半分は近代化資金等で、六百万のうち三百万ぐらいいは借りることができるけれども、あと三百万というものは自分たちのかせいだものの中から、船大工の

賃金とかというものを払いながら借金を払っていく。御存じのように、あそこは三カ月も潮の中に入ればなしですから、潮虫にやられちゃいます。すつかり使いものにならない船になってしまふわけですね。ですから、しょっちゅう陸揚げなされる。六条間なんという地域は、ずっと過去何十年か何百年かそのまゝの形態のままになっておる。ですから、一々砂地へ揚げなされる。虫にやられてしまふから。この船が大体六年間ぐらいいしかもたないというのです。船をつくるために、漁業をやっているんだという生活も、一面言えるわけなんです。こういう生活を続けながら、私たちのたん白質、食生活をしっかりと守って生きていくわけですね。こういう実情のもとの中にあるんだという、その中で働いている漁民の人たちというもののその住みか、どこかといえは漁港なんです。

ですから、漁港の整備を完全にするということ、漁業の基盤だといふふうにおっしゃられるとおりのそういう理由があつて、そうだと私は思うんです。そういうことから考え合せて、先ほど私は長官が言われました、予算を出してもそのまゝ通らない。予算が少ないうちにあるんだという、予算さえくればというふうには言わんばかりのお話なんですけれども、考えてみれば、水産庁の予算の過半数の五五・九割といふものは、漁港整備の整備費であるといふこと、これは半分以上が漁港整備にまつてきているわけですね。そういうふうな漁港といふものを一番重く見ておられることは、わかるわけですね。

ところが大臣、農林省全体の予算から見ると、水産庁の関係予算は五割なんです。これはこの前も私申し上げました。ですから、こういうふうなことから考えていきました、いま水産庁長官は予算が、予算がと言っております。第五次計画、これは当然いまま全国から集まって一生懸命おやりになつておりますけれども、幾ら一次、二次、三次、四次、五次と計画を立てたになつても、端か

ら端に残っていくというふうな形をつくつておけば、漁民の生活を考えていったらどうなるのかという立場の上から、予算処置のことについてどういふふうに取り組んでいかれようとなさつておるか、大臣のお考えを私伺つておきたいと思つておる。

○國務大臣(余城宗徳君) 御意見私も同感でございますが、計画を立ててもだんだんおくられておつて、漁港としての基盤としての位置づけ、あるいは最近水産部門の流通部門も地位が重要化している、その目的に沿いかねるというところは、まことに残念でございます。御指摘のように、また水産庁長官の答弁のように、予算といふは、金が無いと工事などにつかましても、いろいろの予算の効率的な使用といふことを考へても、十分設計どおりにいかなくて、延びたり変更したりする。要するにいまの御指摘のように、根本的には十分の予算が得られれば何次計画、何次計画で延びていかなうか、その計画を一期なら一期で済むのが、それが済まずにだんだん残っていくというものが現状でしようから、これから十分漁港の重要性といふは、水産関係、あるいは流通関係の重要性を再認識しまして、予算の確保に十分強く努力したい、こういうふうな考えです。

○宮崎正義 もう一つ大臣にお願ひがあるんですけれども、北海道のことを申し上げるんですけれども、水産北海道ともいわれているように、いまの水産の水揚げ量といふものは、北海道に大きき舞台が移つておられます。北海道のほうにだんだん本州のほうから船が行つておられます。漁船が入つておられます。そういう実情の中に入りました、非常に北海道がおくられておるわけですね。したがって、非常に北海道は百分の百といふふうになつておるわけですね。それが百分の九十にされてしまつて、さらに今回港湾関係で百分の九十五を五減らされていくみたいな形になつておるわけですね。まことにこれは私は情けなしい。おくれたがゆえに百分の百やっていたわけです。それを百分の九十に減らされている。それで

北海道のほうに、集中的に本州方面の漁船がどんどん入つてくるのに、漁港の整備はそれを受け入れるだけの体制ができていない。私は百分の百までもう一回引き上げていくべきだといふふうな考えのわけですが、開発庁の長官おおいでございませぬけれども、開発庁の関係の方もいふてございませぬので、おそらく私の言っていることに拍手かっさいをなさっているんじゃないかと思つておる。大臣はどうかでございませぬか。

○政府委員(山田嘉治君) 大臣がお答えになる前に私から先にちょっと申し上げるのは恐縮でございますけれども、開発庁といたしましては、開発庁を申し上げますと、ただいま先生御指摘のように、北海道の漁港の重要性と、それから北海道の漁港のおくれという点については、私も先生御指摘のとおり考へておる。何せ気象条件も非常に荒いということもございまして、北海道の漁港は、漁港の全体の中で外郭水城施設というふうなものに占めまます、金額的に占めまます比率が、全国の平均に比べて約一〇%ぐらいい北海道のほうが高いといふことがございまして、これは北海道の漁港整備がそれだけ困難であるといふことと同時に、それだけおくられているということを示す一つのあれであるといふふうな考えです。それから北海道に本州方面から非常に多くの漁船が入つてきて、非常に日本の水産資源を揚げる上で、水産資源を確保する上で重要な役目を果たしておるということも、全く先生御指摘のとおりであるといふふうな考へるわけでありまして、先生御承知のように、北海道は漁港だけでございませぬ、道庁、河川、港湾、その他一般に特別に高い補助率をもちまして、北海道の開発というところをやつてきたのでございませぬが、北海道の開発が第三期計画と申しまして、四十六年度から新しい段階に入つたといふことを転機といたしまして、これは北海道庁とも十分に打ち合わせの上のことなんですけれども、北海道庁から、第三次計画を立てますときに、内閣総理大臣に對しまして提出された意見書によりまして、北海道の開発

の進展の度合いに照らしまして、本州方面との負担の均衡ということも考える必要があり、負担を持つべきものは地元で持つという姿勢を示すことも必要であるということが意見書として道庁からも出ております。

もちろん私もいたしましては、これはもう漁港なんかむしろさうでございますが、先ほど水産庁長官もおっしゃいましたように、むしろ積極的にこれから予算を伸ばして、大いに漁業の事業を進めていくというためには、積極的に地元の御負担を合理的な、また、非常に無理のない範囲内でお願するほうが、これは事業を伸ばすゆえんであるというふうに考えまして、他の補助事業と、先生御承知のように一連のことでございまして、昨年、四十六年度から漁港につきまして一割、道で負担していただくこととした次第でございます。先生いま御指摘いただきましたのは率直に申しまして、私どもの気持ちの上では、まことにありがたく存じておりますが、開発庁といたしましては、当分の一割負担ということでやっております。次でございまして、

○国務大臣(赤城宗徳君) 補助率は多いほどいいと思っております。やっぱり北海道全般として、漁港その他公共事業を進めていく、そういう関係から勘案の上、こういう数字にきまつたように私も聞いております。でございますので、この負担は負担として、国の予算を効率的に使って、そうして、北海道の公共事業を、いま御指摘の漁港なども進めていくようにいたしたいと、こう考えています。

○宮崎正義君 時間が来てしまったんですが、北海道のこの漁港の一つ、二つの例をこまかくとりまして、特殊な地域であるんだということを御理解願いたいというふうに思っています。三蔵ではこまかくやりましたのですが、北海道でみっちりこまかくやりながら、流水のあるオホーツク海関係のほうの漁港、あるいは港灣、そういう問題をじっくり取り上げて申し上げたいと、きょうはその予

定をして資料もどっさり持ってきておるわけなんです。それから申し上げればまずまず時間がほしいわけなんです。きょうはこれでやめます。残念でしょうがありません。いざいざにして、たまたま一つしかできていないんです。完工されているもの。あと何にもできていないんです。

そういうふうなことから考えて、先ほど非常に開発庁の弱腰の私は答弁聞いて、いかぬと思うんですが、地元も負担しなければならぬから、一割減はやむを得ないというふうな、そういう私は答弁は全くまかりならぬと思う。逆だと思ふんです。一生懸命に、大臣に遠慮しないで、この際しつかりやりましょうやというくらいは私には御答弁があるものだと思つて楽しみにしておったのですが、非常に弱腰で困る。こんなことで北海道の漁港なんというものは、計画どおりに進められるはずはないと思うのです。非常にいかぬと思ふます。どうですか。

○政府委員(山田嘉治君) 私のお答えが非常に弱腰であるということはおしかりをいただいたわけでございます。私どももいたしましては、この北海道における漁港の重要性という認識において、人後に落ちないつもりでございます。先ほど水産庁長官からもお話しございましたように、第五次漁港整備計画におきましては、飛躍的に北海道の漁港関係の予算もふやしていくというのを強力に、水産庁やあるいは大蔵省方面にお願してまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほどの答弁のやや補足になりますけれども、私も負担を一割するということになりましたけれども、いわゆる北海道に對しては、他の内地都府県に比しまして、特別手厚いかさ上げ額というものが決してでなくなつたわけではございません。漁港についてだけ申し上げますと、予算が毎年ふえてきておるといふことございまして、北海道に對する特別なかさ上げ

補助と申しますか、そういう額は、毎年増加してきております。たとえは四十四年から申し上げますと、漁港関係で北海道に對する補助のかさ上げ額は、四十四年が十六億七千五百萬、四十五年が十九億九千四百萬、四十六年が十九億二千五百萬、四十七年度が二十四億五千萬円というように次第に、まあ何と申しますか、そういう特別手厚い補助の額もふえてきておりますので、私どもは今後ますますこういう方向でもって積極的に、北海道に對する助成と申しますか、そういう力を入れてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 最後に、今日、五次計画が進められておりますが、本委員会の各委員の方々がおっしゃられておることとあわせながら、私の今日までの質問を申し上げましたこと等を十分勘案され、予算処置の点につきましても、あるいは工事の進捗と申すことを考慮に入れて、漁民の、漁業の基盤であります漁港というものの点に力をさらに入れられんことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○向井長年君 大体きょうまで各議員がほとんど質問をされておりますので、私は二、三点だけお聞きして終わりたいと思ひますが、特にこの中小漁業振興特別措置法の一部を改正する法律案の中、いまごく零細な沿岸漁業に従事するこの漁業者は、全くいま老齢化しておるのじゃないか、そう思ひます。したがって、この実態を見たとき、やはり漁具の問題とか、あるいは漁網、あるいは漁業に對する技術指導、開発、こういう問題がいま急務ではないかと思ひます。これに對して基本的には水産庁のほうでは、どう対処する予定があるのか、この点まずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 本年度の白書でも御報告を申し上げておりますが、沿岸漁業者の所得、漁家所得でございますが、これは大体四十五年で百四十七万七千円ということございまして、都市勤労者の世帯、あるいは農家の世帯に比べます

と、絶対額としては上回つておる。しかし、漁家の家族が多うございまして、一人当たりの所得でみますと、都市の勤労者世帯に對しまして約八割というふうなことに相なつております。したがって、なお都市の勤労者に比べますと、所得格差があるということがいえるわけでございます。沿岸漁業の振興につきましては、御承知のとおり、私どももいたしまして昭和三十六年から沿岸漁業構造改善事業を実施してまいつたのでございまして、さらに四十六年度から第二次の沿岸漁業構造改善事業というものを取り上げまして、沿岸におきますところの増養殖の振興、あるいは漁場の造成、改良、これらの事業に取り組んでおるのでございます。

なお、それ以外にもちろん漁港の整備にも力を入れておりますし、さらには、瀬戸内海が従来中心であつたわけでございますが、栽培漁業——従来の取る漁業からつくる漁業へというところで、栽培漁業を全国化するための調査にも四十七年度から着手するというような形で、栽培漁業への振興も取り進めておるのでございます。それ以外に、先生の御指摘になりましたように、漁業者に對する金融制度といたしましては、確かに沿岸漁業者の経営基盤が弱体でございますので、漁業近代化資金等によりまして、この制度金融による融資、あるいは農林漁業金融公庫による融資制度もあるわけでございます。近代化資金のごときは、本年度は三百五十億を四百五十億にふやしまして、資金需要におこたえを申し上げたいというふうにいたしております。

なお、基本的に技術の問題でいろいろ問題があるという御指摘でございますが、全くそのとおりでございます。この点につきましては、まあ農業改良普及事業ほどの体制は整つておりませんが、私どももやはり専門技術員、改良普及員の制度によりまして技術指導に当たつておるのでございまして、今後これらの施策を実施することによりまして沿岸漁業の振興をはかつてまいりたい、かように存じております。

○向井長年君 この技術指導の問題、普及員の問題ですね、これは実態は現在では少なくとも漁協の三つ、あるいは四つを兼務してやっておる。こういうことで十分な技術指導ができていないのじゃないか、こういう感じがするわけなんです。したがって、少なくともこの技術指導の問題については、拡充しなきゃならぬのじゃないか。いま言う、あっちこっち三つ、四つを兼務しておるといふこと、これは十分な技術指導にならぬと思ひますが、今後これに対する普及員の拡充という計画はございますか。

○政府委員(太田康二君) 私どももいたしましては、農業等に比べて確かに普及の体制が弱体であるという認識を持っております。これらの点につきましても、技術の指導というものはやはり生産向上するための基本でございますので、改良普及事業自身の拡充の問題もございまして、それ以外に私どももいたしましては、漁村の成壮年の育成対策につきましても、いろいろな集団活動及び研修につきましてもの助成等もいたしております。先進地留学研修についての助成もいたしているのでもございまして、もちろん基本的には改良事業の拡充実施ということにあるわけでございます。また、さまざまな技術指導の予算もございまして、これらの内容を充実いたしまして、技術の高度化のための対策というものは強化しなければならぬというふうに存じております。

○向井長年君 これはひとつ十分拡充するような最善の努力をいたしたいと思ひます。それから、いま長官からお話しありました、零細漁業者が集まっているこの漁協を、これは特に農協なんかと比較しますと問題にならぬと思ひます。これに対してやはりこの非常に弱体である問題に対する経営指導、あるいはそれに對する政府としての取り組みという問題については、いままことに弱いんじゃないか、こういう感じを受けますが、今後この問題について、まあ農協のような形ではいけないにいたしても、どういふ計画でこれを拡充しようと思ひされているのかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 実は、今回の法律で漁業協同組合整備基金を廃止することになりました。従来これを通じて利息を免除したた場合、助成、あるいは合併に対する奨励金の交付等を実施いたしておたわけでございますけれども、まあ、その一応の役目を果たしたということでも、廃止することにしたわけでございますけれども、御指摘のとおり農協等に比しますと、漁協の基盤というものは、弱体であるというのには御指摘のとおりでございます。先年漁協の合併、助成につきましても、さらに延長をお認めいただいたような経過もございまして、私どもは基本といたしまして漁協は、漁業権の管理ということを中心にして漁協にはできていたものでございまして、それと漁協間の格差もございまして、なかなか合併というはむずかしい事態にあるわけでございますけれども、私どももいたしましては、やはり合併を奨励することによりまして基盤を強化するというのが基本であると思ひます。そのため、先生のお話しの中にもございましたように、県等に助成をいたしまして、巡回指導あるいは駐在指導等の経費、さらには合併を推進するための県の事務費の助成、これらは前年に比しますと、かなり思い切つて予算もふやしまして実施に当たるといふことにはいたしております。

○向井長年君 中小企業も合併なり協業化というものをきめて指導しておりますが、これはうまくいっていないですよ、中小企業全般は。漁業関係は、その点がかえつてやりやすいのじゃないかという感じがします。中小企業よりも、というの、ある程度地域に存在しているわけですか

ら、中小企業のように、もういろいろ雑多な形で各所にあるのと違つて。そういう意味から考へるならば、やはりそういう問題も零細企業の弱体化を強化するためにも、まずやはりこの問題も大きく必要であると同時に、なお、それに対する地方公共団体なりあるいはまた政府自身の助成という問題、これに取り組みなければ、事実やつたら何が有利になるか、こういう利害の問題が伴うので、この問題はやはり慎重にそういう問題を検討しつつ進めなければならぬのじゃないか、こう思ひますが、この点は、いま長官が話されたから、そういう意味でひとつ取り組んでいただきたい、こう要望しておきます。

それから、漁港法の一部を改正する法律案の中で、政府は特にこの提案説明の中で、漁獲量が増大しているといふことを非常にえらい力説しているのですが、こんな問題、漁獲量の問題じゃなくて、本来やはり漁港というものは、そういう問題でなくて、やはり効率的に漁獲をやる、安全で、こういう問題に主力を置かなければならぬと思ひます。その点はどうなんですか。

○政府委員(太田康二君) 私どもが毎度漁港整備計画を立てますときの基本的な視点といたしまして、まあ将来における漁業生産の確保、それから計画を立てます場合に、将来を見通しましての漁船勢力の増大、あるいは流通機関の改善、地域社会の基盤強化というふうな観点から、漁港の整備に取り組んでおるのでございまして、御指摘のとおり、漁港の持つ機能といたしまして、漁船の係留をして、たとえば暴風雨等の際にも、一切被害を受けないような漁港の整備ということ、やはり漁港の整備が生産基盤の整備であるという意味にも通するわけでございますので、当然いま御指摘になりましたような点に視点を置かしまして、漁港の整備計画に取り組んでまいりたい、かように存じております。

○向井長年君 先ほど官崎議員から言われましたように、この五カ年計画の問題、これが進捗状況、あまり十分じゃないことがわかりましたが、この計画が、特定の第三種漁港は、これはまあ、いいと思ひまして、沿岸漁業の整備は、非常にこれは不備だと思ひます。特に、山陰から北陸、先ほど北海道の問題も出ましたけれども、山陰、北陸方面はまあ荒波なところですが、こういう中で今日不十分な状態をどう整備していくのか、この点について政府はどう考えられますか。

○政府委員(太田康二君) 私どもの漁港整備計画におきましては、御承知のとおり、国会の御承認を得て決定をいたしたわけでございましてけれども、おおむね大体五カ年ぐらゐを基本にいたしまして、修築の対象になる漁港数、そしてその漁港において整備する施設、この御決定、御承認をいただいておりますのでございまして、まあ、そういうことで、いろいろ漁業情勢等も勘案いたしまして、緊急度に応じまして修築事業の対象に取り上げて整備する漁港を決定いたしておりますのでございまして、しかし、整備計画の対象にならない漁港というものは出てまいります。これにつきましても、その漁港におきましますところの漁業情勢の推移に応じまして別途予算措置といたしまして、改修事業あるいは局部改良事業といたしたための予算がございまして、これによりまして、修築事業の対象にならない漁港につきましても、弾力的にこれらの事業を実施することによって対処するというふうにいたしております。御指摘のとおり、まあ、どちらかと言いますと、多少言い過ぎではございまいませんが、太平洋のベルト地帯というふうな面におきましては、だんだん公害等の進行もございまして、漁場が悪化しております。これらの漁場につきましても、もちろん公害諸法の厳正な運用によりまして、いま以上公害を進行させないということも大事でございまして、その生産力の回復をはかるためにも、その事業というふうなことを実施することも大事でございまして、どちらかと言いますと、御指摘になりましたような日本海方面というの、従来とかく漁業の面からは、わりあい資源面の問題もあつたわけですが、うんとせられたとい

うようなこともあるわけでございます。しかしながら、最近におきます漁業をめぐる諸情勢を考えますと、将来やはり新しい面でもそのほうにもかなり重点を置いていかなければならないだろうというふうな考えです。

なお、これらの点につきましては、現在第五次漁港整備計画の作定の準備作業を取り進めておる段階でございます。県から具体的な各一港一港につきましてもヒヤリングをいたしておる段階でございます。この段階で各緊要度に応じて、いま申し上げたように、漁港整備計画の対象として取り上げるもの、あるいは改修事業、局部改良事業で対処するもの、それぞれあるわけでございますけれども、十分最近におきます漁業情勢の変化等も織り込み、さらに将来の見通しも立てまして対処してまいりたいと、かように存じております。

○向井長年君 この五カ年整備計画の問題については、再検討が必要だと思つておりますが、これは要望も含めてでございますが、とにかくこれは、何年計画とかそういう年次計画を立てた場合に、これは農林省だけではありませんが、建設省もしかりでありまして、非常に総合的に、先ほど意見が出ましたが、総合的に、非常にこれによって弊害が起る、あるいはまた、かえってそれがその地域の支障になるという問題があるのです。少なくとも計画というものは、重点的に年次計画を立てて、特に、この漁港の場合は、そういう形にならないければ危険じゃありませんか。道路であれば、年次計画によって、今期はこの予算でこれはこれだけしか進まない、来年度はこの予算でこれだけ進めるんだということ、若干道路の場合は、そういう形になりますけれども、漁港というのは、中途はんばで置かれたら、これこそ危険なんです。そういう点をやはり年次計画の中で、少なくとも総合的に、重点的に時期、時期という計画を持ってやるべきだと思つて、今後その点にどう対処されますか。

○政府委員(太田康二君) 今回の漁港法の一部改

正法律案の審議の過程をおきまして、その点は諸先生方からたいへん指摘をいただいた点でございます。私もどなたもいたしましては、事業実施にあたりましては、大臣もお答えをされたわけでございますけれども、公共事業につきましても、毎度その重点的、効率的な実施、施行ということが強く言われておりますので、そういったことは、私も今後の実施にあたりまして十分念頭に置いてやっております。まあ基本はやはりわれわれの要望する額を確保することが必要でございますので、両々相まらしまして、いま申し上げたような姿勢で取り進んでまいりたいと存じております。

○向井長年君 これで終わります。とにかくわれわれは賛成法案ですから、これからの取り組みに真剣に、あるいはまた、財源措置も今後あわせてひとつ総力をあげて御検討をいただくことを強く要望いたしまして、私、質問終わります。

○塚田大願君 この水産三法につきましては、私が最後の質問者になりましたが、ひとつ積極的な御答弁をお願いしたいと思つております。

私がお聞きしたいと思つておきますのは、この白書にもございまして、それから各委員の質疑の中にも出たのですが、今日、日本の漁業の発展という問題から見まして、沿岸漁業の問題というのには、やはり非常に重要な課題だろうと思つております。ところが、白書を拝見し、また長官の御答弁をいろいろ聞いておりましたが、やはりこの沿岸漁業の停滞の原因というものが、一つには公害による漁場条件の悪化、もう一つは地域開発等による漁場の喪失、こういうふうな白書でも指摘しているわけでありまして、

そこで、私はこの問題についてお聞きしたいと思つておりますが、まず第一に、国内では公害による漁場喪失、悪化という問題であります。これは非常に重要な問題だと思つております。そこで、私は具体的に質問をいたしますが、一つは秋田湾の汚染の問題であります。秋田湾地区は昭和四十一年に新産都市に指定されまして、それ以降徐々に工場ができてまいりました。その

ために公害が広がった、こういう状態でございます。しかも、昭和四十五年には新全総に基づく秋田湾地区の大規模工業開発構想というものが出されました。この構想によりまして、湾内の埋め立てが五千ヘクタール、内陸において七千ヘクタールの工業用地と関連用地を確保する。ここに鉄鋼や石油、あるいはアルミ、合成繊維、造船、機械、各種の基幹産業を持つてくると、こういう構想で、いわば鹿島の臨海工業地帯の約三倍に当たる、こういうふうな言われているわけですから、そこで問題が非常に出てきたわけでありまして、昨年十二月に試運転を開始いたしました東北製紙秋田工場、ここから出ますパルプ廃液によりまして非常に汚染がひどくなつてきた。さらに、東北製紙の南の雄物川河口からは十條製紙の廃液が出てくる。これが男鹿半島一帯までずっと汚染してきておるといふ問題が出ておまして、地元漁民の方々は、たいへん憂慮されていろいろ陳情されておられますけれども、水産庁としてはこの実情を知つていらつしやると思つておりますが、この公害による被害の実態をどういふふうにつかんでいらつしやるか、あわせてこれに対する対策もお持ちでございますましたら聞かしていただきたい。

○政府委員(太田康二君) 御指摘の秋田湾の臨海地域でございますが、これは新産都市に指定をされておまして、従来からここには企業が進出しておまして、現に帝國石油やあるいは十條製紙等が操業いたしておるのでございますが、それに加えて、火力発電所あるいは亜鉛の製錬所等が進出を見ておるようでございます。それと御指摘の東北製紙、これが昨年末から試験操業を開始しておるというふうな承知をいたしております。そこで、これらの東北製紙を含みますところの工場が排水によりまして秋田湾におきます漁場が最近急速に、漁場汚染が進むという傾向が見られるのでございまして、この地域におきましては大規模なあるいはシイラづけ、刺網等の沿岸漁業が行なわれておまして、これに対する被害が憂慮されて

おるのでございます。

そこで、県といたしましては、御指摘の東北製紙との関係におきましては、県と市と会社との間でまあ近ごろどこでも企業が進出したと、公害対策に関する協定書というものを交換して処置をいたしておるようでございますが、東北製紙との間にも、公害対策に関する協定書を交換しておるのでございまして、その中身といたしましては、水質汚濁防止法によりまして県条例で定めておる基準よりも、きびしい規制を加えておるようでございます。たとえばBODにつきましては二〇〇PPM、CODにつきましては六〇〇PPM、実際に協定書では一三〇PPM以下ということになっておるようでございますが、それよりも低い実態を把握をいたしております。ただ、水質はあまり悪くなつていないようでございますが、悪臭が強く一般市民から苦情がたいへん多く出ておること聞いております。

それから、工場自体の操業でございますが、昨年の十二月末から試験操業を開始したようでございますが、処理工程が不完全のため再三操業を中止し、現在まだフル稼働には至っていないというふうな承知をいたしております。排水は湾に直接排出されておるのでございますが、沖出し五百メートルぐらいまでは、やはり黄色に汚染されておるといふような実態を承知をいたしております。

そこで、まあ県といたしましては、当然こういつた実態にございまして本年五月に秋田県秋田船川水域漁場保全協同調査委員会というものを一応発足をさせまして、六月から同海域の調査を実施することにしてございまして、これは具体的に申し上げますと、県、市、漁協がメンバーとなりまして、五月の下旬に秋田船川水域漁場保全協同調査委員会というものを発足いたしました。秋田

湾の水域の水産生物環境保全調査、これを六月から実施をする。水産試験場の船、あるいは漁船の協力を得て月一回ないし三回、定点二十五点をとりまして水温、塩素量COD、PH、こういってものの調査をするような計画に相なっております。県自体もそういったことで十分対応の姿勢をおとりになっておりますので、われわれも十分県と連絡もとりまして、私どもの試験研究機関等もこれらの指導に当たりまして、この水質汚濁の、何と申しますか、状況の把握につとめると共に、こういってことが水質汚濁が沿岸漁業への漁場の汚染につながるように規制を進めてまいりたい、かように存じております。

○塚田大願君 いまのお話ですと、県としてもいろいろ手を打っている、こういうお話でございますが、地元漁民の皆さんの話を聞きますと、あの男鹿半島一帯の漁民の皆さんは、とにかく茶褐色をした、しかも非常にくさい汚水が沿岸に寄ってきて魚が寄りつかなくなってしまう、こういうことを言っているわけなんです。で、現実問題が起きているわけなんです、そういう場合、この補償などというものは、どういふふうになつておるといふふうにお考えでしょうか。

○政府委員(太田康二君) この秋田湾のケースで申し上げますと、かつて昭和三十六年に会社と漁協との間で協定が成立しまして、この当時はまだ公害問題というふうなことがあまりうろさくはなかつたと思うのでございますが、一応東北パルプあるいは帝国石油、東北肥料、日本石油、三菱金属、秋田の石油化学等々と関係漁協との間で協定が成立いたしました、当時の金として漁業振興のための協力金ということで、千七百万円の支払いが両者の間で行なわれたということを承知いたしております。しかし、最近におきましてまた新しい企業の進出もございまして、これらに対応する対策をいたしまして、先ほど申し上げたような措置も講ぜられておるわけでございますけれども、おそらくこういってところは、複合汚染の形態に

なるうと思ひますので、実際に先生が御指摘になりましたような被害が出てまいりますれば、それに伴ひまして当然加害者が明らかになれば、加害者と漁業協同組合との間で、それについての損害賠償の話合いが行なわれる。もちろん話し合いによつて解決することが一番望ましいわけでございます。この際私どももいたしましては、県等を指導いたしまして、両者の話し合いが行なわれるように指導をしなければならぬというふうな考えをしております。そういうことで大体まあ解決をみておる例が多いわけでございますけれども、事と次第によつては、あるいは民事上の争いになるということもあり得るわけでございますけれども、具体的にまだ私どももいたしまして、今回の東北製紙の進出によりまして被害がどの程度出たかという点につきましての実態につきましてまた把握をいたしておりますが、具体的にそういう問題が起きますれば、過去の例等もあるわけでございますから、十分指導につとめまして、漁業者の被害を十分救済するための措置を講じてまいりたい、かように存じております。

○塚田大願君 いまお話がございました昭和三十六年の契約書でございますが、確かにおっしゃいますように県と市が仲裁、中に入りまして東北パルプ以下六社、それから一方は秋田市漁業協同組合以下六漁協の間に契約書がございまして、その総額一千七百万円の補償金といたしまして、を出した。しかし、この契約書によりますと、補償金にはなつていないのでございます。千七百万円は漁業振興のための協力金として出す、まことに人食した話なんです。被害を与えて、そうして今度はそれに対する金を出すにあつては振興のための協力金と、こういうしかも、この金額にいたしましては千七百万円なんです。いかに十年前ともいへども、あまりにもひど過ぎるんです。しかも相手は六つの漁協です。で、要求も当時七百万円の要求が出たんです。それに対してまあ二十分の一ですか、千七百万円程度、まあ涙金みたいなもの、しかも、それを協力金と称して

出しておる。さらに問題なのは、この千七百万円によつて今後将来一切の漁業権を放棄すると書いてあるんですね。「漁業権を将来に亘つて放棄するものとする」、それから「許可漁業及び自由漁業に関する一切の請求権を永久に放棄する」、こういうふうな非常にきつり言っているんです。ね。請求権も漁業権も将来永久にわたつて放棄するんだと、それが千七百万円の漁業協力金でこれいいんだと、こういう人食した契約書なんです。これがいかに公害問題がそれほど大きな問題にならなかつた十年前といへども、この契約書そのものが非常に不当なものだといふことを私どもは感ずるんですね。で、つまり言いかえれば漁業権も放棄し、請求権も放棄したんだから、以後はその会社側の立場からいへば、一切どんな汚水を流しても何も文句なんか言わせないんだ、まあ流せば流しただけでいいんだという立場を会社側はこれによつてとつたと思ふんです。こういう契約書に基づいて十年間やつてきて、そしていまだに男鹿半島のほうまで汚水が広がつて、あの男鹿半島というのは非常に優秀な漁場ですが、これが汚染されてきておると、これでは沿岸漁業が私は発展するはずがないと思ふんです。いかに水産庁ががんばつても、こういうことが野放しにされたんでは、これはどうにもならないだろうと私は考へる。で、こういう例が、この契約書を

見て実際にびっくりしてしまつたんですが、こういう例というのははかにもあるんでしょか。あつたらひとつちよつと教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(太田康二君) 私ちよつと不勉強で、この具体的な契約の中身につきまして、漁業権を放棄したといふところまでは承知をいたしてはなかつたのでございますが、御指摘のとおり許可漁業、自由漁業については、まあ協力金を出したんだから、今後異議を申し立てませんというふうなことが、協定書の中身に書いてある。それもまあ従来まだ御指摘のとおり公害の問題がこれほどどう

のほうが悪化されてしまつたといふようなことあるうかと思ひます。ただ、御承知のとおり水質汚濁防止法によりまして国が基準をきめ、さらに県といたしましては、条例でさらにの上乗せ基準をきめております。したがって、今後調査をした結果、これらに違反をして、そのためにまた漁業被害が出ておるといふようなことが明らかになりまして、また別途の立場で補償要求もできるといふふうな私に私に考えております。いま先生の御指摘になりましたように、会社との協定で漁業権を放棄したといふようなことは、あまり私ども存じていないのでございまして、具体的にたとえば臨海工業地帯の埋め立て等に伴ひまして漁業権が消滅して、その補償を得るといふような事例がこれはまあ海岸埋め立て等に伴ひましてかなりの数にのぼつておるといふことは承知をいたしております。

○塚田大願君 まず契約の問題について少しお聞きしたいんですが、とにかくこういう契約はおそらくあまり、いまも水産庁長官おっしゃつたけれども、例はないんじゃないかと私も考へます。こんなめっちゃくちな例がそうあつてはならないわけでありまして、しかし、とにかくこういう契約が結ばれてしまつた、で、その結果、男鹿半島まで汚染されている状態なんです、この男鹿半島というのは、たしか昨年きまりましたあの海洋水産資源開発促進法、これに基づきまして去る五月十九日に閣議で指定海域としてきまつたあの沖です。秋田の沖、それに接近している地域、非常に水産庁としても重要な漁場だと思つておられると思ふんですが、にもかかわらず、こういう契約でいま男鹿半島一帯までが被害を受け始めている。こういう状態を見ましたときに、こういう契約そのものを私は、再検討する段階にきておるんじゃないかと思ふんです。で、まあ率直に言へば、端的に申し上げますればこういう契約書は、もう無効にして新しい協定を結ばせる、これがいま水産庁長官がおっしゃいました、新しい被

るさくなかつた時代に、こういうことで結局漁民

害に対しては新しい補償を請求できるんだとおっしゃいましたが、そういうものとして理解してよろしゅうございますか。

○政府委員(太田康二君) 私どももいさしく県と連絡をとりまして、実態の調査もしなければならぬと思ひますが、実際に県が水質汚濁防止法によって各工場の排水規制をいたしておるわけでございます。排水口につきましては当然BODとかCODとか調査をいたしておるわけでございます。これらにつきましては、私どもの国がきめております基準よりもきびしい上乗せ基準を県の条例できめておりますので、これが確保されているかどうか十分調査をし、さらに確保されているかどうか、実際に被害をあるんだというふうなことが明確になりますれば、その段階におきまして当然また新しい観点からの問題提起ということはあるかと思ひます。いずれにいたしましても、いさしく私ども時間を拝借いたしまして、県とも連絡をとりまして実態の解明に当たりたい、かように存じております。

○塚田大願君 環境庁にちよつとお伺ひしたいんですが、いまも長官から水質汚濁防止法の基準の話が出てきて、県としては相当きびしくやっているとのお話でしたが、しかし、この個々の排出規制ではたしてこういうものが解決できるのかどうか、工場ごとによつて、ほかの工場がわあつと出してくれば、これはもう全体として汚濁がひどくなってくるわけなんです、そういう点で排水の総量規制というふうなことはできないものかどうか、その辺は環境庁としては、どんなふうにお考えでしょうか。

○説明員(山中正実君) 先生御指摘の総量規制の問題でございますけれども、まず一応個々の工場ごとに排水基準というのをはきまっておりますので、それから、そういう意味からいいますと、総量規制と若干意味が違つてきて、一工場、たとえば東北製紙だけを規制しているわけではございませんでして、当然十数製紙以下各工場についてやはり排水規制の基準値というのがございますから、そ

ういう意味で複合汚染的なものも、一応規制の対象になるということになるわけでございます。現実問題といたしまして、この秋田港につきましても、県が環境基準、いわゆる水質汚濁にかかわる環境基準で海域にかかわるB類型というのを一応当てはめております。そうしますと、B類型はCODといたしますと三PPM以下ということになっておりますから、当然その三PPM以下に保つために各社の排水規制というのを、先ほど水産庁の長官からも御説明がありましたように一応上乗せし、排水基準というよりきびしい基準でやつていくわけでございます。ただ、国の一律基準といひますものは一応総量、いま量的規制というの非常になじみにくいわけでございます。会社の規模あるいは会社の営業形態によりまして若干つ水質が変わってくるものでございますから、各社別にそういうふうな総量を割り当てるといふことは、非常にむずかしいと思ひます。現在、われわれといたしましては、排水量とそれから水質という二本立てで規制すべく現在検討中でございます。

それから、先生御指摘の、一応そういうふうな環境に対する汚濁の負荷総量でございますが、これは一応われわれ環境容量と考へておりますけれども、そういうことで、そういうふうなあるAという海域なら海域につきましてどの程度の汚濁が許容されるか。つまり逆にいひますと、そこに立地しております各企業あるいは下水道等から負荷される総負荷量について、どういうふうな規制をかけたければいいかというのを現在、環境容量としてとらえまして検討中でございます。

以上でございます。

○塚田大願君 この公害規制の問題がなかなかやつぱりむずかしいと、まあ問題はそこにも一つあると思ひますが、この東北製紙の場合です。これは水産庁長官にお聞きするんですが、この工場をつくる際にこの関係者、漁業関係者には事前に何の相談もしてなかつたといふんです、公害防止の問題については、相当漁民の皆さ

ん、漁協は要望を出したようですけれども、とにかく説明会一つも開かれなかつた、この東北製紙の設置の場合ですね。そしてまあ工場が開かれたと、で、まあ県としては相当規制をきびしくやつていっているといつても、結果としては、いさしくやつていっている状態で、そこでやつぱりいろいろ考へてきますと、根本的な解決策が一体ないのかという問題です。その点で私どもは、やはりこれは一たびその工場がくれば、当然それはもういろいろ汚水も流すし、公害も出します。しかし、それをほんとうにいま十分に規制するだけのものがないといふことになれば、そもそも論としてそういう大規模の工業開発を、そういう優秀な漁場の近くに持つてくるというのをやめる以外には私は、ないといふふうな考へるんですが、一体水産庁としては、そういう臨海工業開発というものについてどんなふうにお考えですか。

○政府委員(太田康二君) まあ政府全体といたしまして、たとえば新全総計画等を立てまして臨海工業基地の建設というふうなことの仕事を進めておるのでございますが、たとえば具体的な秋田湾の問題に關しまして、まあ私どももいたしまして新産都市の指定を受け、ここに工業が進出するといふようなことにもなつたわけでございます。その際、まあ、どういった企業が進出するか。それによつて漁業がどう影響を受けるかという点につきまして、県当局が十分関係漁民にこれらの事業の内容につきまして周知徹底せしめなかつたといふような点は、はなはだ遺憾に存するわけでございます。私ども水産を担当するものとしていたしましては、まあ水産部局等がそういう面につきましては、積極的に漁民等にその旨を周知させるべきであるといふふうな考へるものでございませう。ただ、全般として、最近全総計画も含めまして全体として国の経済の高度成長による公害を伴う企業誘致というふうな点につきましては、自治体自身もかなり反省もしておられるようでございますし、私どももいたしまして企業が、何と申しますか誘致される場合にも、公害のない企業、

しかも御指摘のとおり、われわれが非常に漁場として価値の高いような沿岸海域にそういう工業が進出する。そしてそれが漁場汚染につながり、漁業の生産力の低下につながるというところは、ゆゆしい問題でもあるわけでございます。まあ私ども先般、各県の水産の公害担当官を集めて、公害問題に対する取り組み方の会議を二日間持つたわけでございますけれども、私どもの立場だけで全部が全部ものを申すわけにもまいらぬわけでございますけれども、基本的にはいさしくやつたような考へ方ではないかという問題に取り組んでまいりたい、かように存じております。

○塚田大願君 長官のお気持ちはよくわかりますが、では水産庁が公害対策にどれだけの、具体的にどれだけ取組んでおられるかという問題になりますと、聞くところによれば、水産庁の公害担当の公害班というのは六人だといふふうには聞いております。もちろん人間の数だけ多いからいいというものではないだろうと思ひますけれども、六人の公害班ではたしてそういう、いさしく言つたような秋田湾の問題はもろもろのこと、その他全国至るところに公害問題が起きているわけですから、そういう問題が処理できるのはちよつと考へられないわけですね。

そこで、やつぱり私はこれはまあ先ほど予算の問題が出ましたけれども、水産庁としてもやはりこういう部門の強化をひとつはかつていただいて、積極的にひとつこの沿岸漁業の振興と発展というふうなものについて努力される必要があるんじゃないかと思ひますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(太田康二君) 水産にとりまして公害問題がたいへん大きな問題であるといふことの認識は、十分持つておるのでございますが、たまたま公害に取り組んでおる姿勢が、まだ弱過ぎるという御指摘につきましては、確かにそのとおりであらうといふふうな考へます。まあ、私どももいたしまして公害のために漁場が汚染され、それが漁業の生産性の低下につながるというところは、沿

岸漁業の振興を一方で口に叫びながら、実際には沿岸漁業の生産が停滞をしておるといふような状態は、まさに公害によるものといふふうな考へておられますので、まあ、たまたま一昨年の国会で十四のたしか公害立法もできましたし、私どももいたしましたし、いま以上公害が進行することを防ぐ、このための法律の厳正な運用、あるいは水質汚濁状況の監視、測定に万全を期する。これはもちろん県にお願しなければならぬわけでございますけれども、県の水産関係の公害の担当の方々に、こういった面での御協力を仰ぐと同時に、私どももいたしましては、現在の予算が非常にわずかで恐縮な感じがしますが、公害の汚染によりまして漁場の低下したものにございましては、すみやかにその漁場の生産力の回復をはかる事業を実施する、これに対する助成をするといふようなことを考へております。

なお、機構的にも私ども水産庁全体の機構の問題のあり方ということが検討しなければならぬ段階にきておりますので、その際、公害につきましてもどういふふうに取り組むかといふふうな点につきましても、最重点を置いて考へてまいりたい、かように存じております。

○塚田大願君 では、次に、もう一つお聞きしたいわけですが、

それは最初に指摘いたしました第二の問題であります。それは、地域開発等による漁場の喪失の問題、つまり具体的にいへば、埋め立ての問題であります。この埋め立ての問題も、今日非常に総合開発などが進んでいる中で問題が起きておられるかと思っておりますが、一体その実情がどうなっておられるかをお聞かせ願いたいのです。つまり、最近この埋め立てなどによる漁場の喪失の面積が一体どのくらいあるのか。また、そのために影響を受けた漁民がどのくらいいるのか。さらには、それによる生産減がどのくらいになっておられるのか、あるいは漁民への補償がどうなっておられるか。こういう幾つかの問題についてお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(太田康二君) 埋め立てによる漁場喪失の問題でございますが、最近、臨海工業基地の建設等によりまして埋め立てが行なわれており、それによりまして漁業権が放棄され、埋め立てが実行されるといふことがあるわけでございますけれども、ちょっと資料が古くて恐縮でございますが、私ども第四次の漁業センサスというのを昭和四十三年に実施いたしております。これによりまして、昭和三十八年から昭和四十二年までの間に、約六百ヘクタールを埋め立て、造成をす

て実行の数字を把握をいたしております。これによりまして、漁業権の放棄の面積が二百五十八平方キロメートル。ここに関係いたします共同漁業権に対する割合といたしましては、面積比率で申し上げますと、〇・二％といふことに相なっております。それに伴います埋め立ての実行の面積でございますが、これも三十八年から四十二年の五カ年間にございまして、埋め立てされた面積が二百六十六平方キロメートル。共同漁業権に対する割合といたしましては、〇・一七％、こういうことになっております。

なお、最近におきましても、私ども埋め立て等が進行いたしまして、かなりの進捗で漁業権の放棄、あるいは埋め立ての実行がされておられるといふふうに考へておりますが、全体的にどれくらい面積になっておられるかといふようなことにつきましては、センサスの際に正確な数字がわかるわけでは、ございません。最近の数字等につきましては、まだ整理をいたしておりませんが、三十八年から四十二年の実態について申し上げますと、いま言ったような状況に相なっておりますものでござい

ます。○塚田大願君 いまお話しございました第四次漁業センサス、これは私も拝見をいたしましたんですが、少し古いですが、四十三年までのことですから、ですから、最近、ごく最近の実態、むしろ最近こそ非常に総合開発や、臨海工業地帯のあれが進んでおるのでして、その点で、もう少し実態の把握をしていただかなければならないと思

うんですが、話を少し具体的に進めたいと思っております。一つの問題は、函館の埋め立ての問題でありま

す。いま函館は、昭和四十六年の六月、函館市、上磯町、大野町、七飯町、亀田町の一市四町にわたって、函館圏総合開発計画というものができたわけですが、これによって、いま、問題が起きてお

るわけですが、この計画の中心は、七重浜一矢不來間、約六百ヘクタールを埋め立て、造成をす。そうしてここにいろんな機械その他の、あるいは石油化学、火力発電などを誘致して、大臨海工業地帯を造成するといふ計画なんです。ところが、これはいま、函館港のこの地域(図を示す)です。いまの函館はここですが、新しく線引きをいたしまして、ここまで更改線を引かしまして、これを、ここに六百ヘクタールの埋め立てをする、こ

ういう計画なんです。この埋め立ての計画に対しては、地元漁協がもう猛反対をしております。大体上磯町の三つの漁協組合は、函館湾拡張埋め立て反対期成会といふものをつくりまして、しゅつちゅう陳情や、デモンストレーションをやると、こういうことなんです。しかし、事實は、着々と進んでいまして、地元の漁民の皆さんが反対しているにもかかわらず、計画はどんどん進められておる、こういうことなんです。

そこで、お聞きしたいんですが、公有水面埋立法によりまして、漁業権者—埋め立てなどの場合には、漁業権者の同意が必要となつておるはずであります。ところが、現実には、そういうふうな状態では、ほとんど計画は進められておるという状態でございます。私どもは、当然漁民が、漁業権者が反対をすれば、この法律によって埋め立てはできないものだというふうな考へるので、けれども、その点はどうでしょう。○政府委員(太田康二君) それは私どももそのとおりだといふふうに理解をいたしております。○塚田大願君 ところが—水産庁の長官のお話

し、まことにそのものずばりで、私どもも非常に意を強くするのですけれども、全くそのとおりだと思つておる。ところが、現実には、三菱系ルー

プが中心になりまして、そうして函館市が、いわゆる新全総に基づいて北海道総合開発計画、さらに函館圏総合開発基本計画というものをきめまして、そうしていろいろ、買取の話まで、補償の話まで持ち込んで、何とか漁民の、地元の皆さんを説得しようとしておられるのですが、しかし、私どもが調べたところによりますと、この漁場は、非常に優秀な漁場でございます。たとえ

ばアカガイにつきましては、北海道内でわずかに二カ所の生産地の一つだそうでありまして、また、ホタテガイの生産も、渡島支庁管内十八市町村のうち、海岸線を持つている十五市町村のホタテガイの生産高合計が三億四千万円ぐらいのうち、この上磯漁業だけでもその半分以上、一億八千万円ぐらいを占めておるといふところなんです。したがって、この町の漁獲総生産高も、四十五年度には一億九千万円であったものが、四十六年度には約二億にふえまして、三億二千万円にまで伸びておるといふことで、出かせぎに行つた若い衆が、もうみんな帰つて来て、そうしてもう出かせぎよりも漁業のほうが有利だといふので、たいへん地元では漁業の発展のために力を尽くしている。そうしてまた、研究なども非常に熱心で、現在地マキだけでやつておられるけれども、今度は、将来は海を立体的に利用して、下は地マキ、上は養殖をするといふふうな、そういう計画まで持つてたいへん意欲的にやつておられる、こういうところであるだけに、とにかくこういう埋め立てに對しましては、地元の方々も猛反対をやつておる、

こういう実態でございます。そこで、私どもにもお願いがきたわけですが、こういうふうな漁民があくまで漁業を守つてやうていきたいという場合に、市やそれから、まあ道も含めてでありますけれども、あるいは大資本、大会社が何とかしてここに埋め立てをしようといふ不当なことを言つてきておられるわけであり

ます。○塚田大願君 ところが—水産庁の長官のお話

私どもは、これはどうしてもあくまでも漁業権者である地元の方々が反対している以上、国としても沿岸漁業の発展というところがたわわとわわとこの段階におさまって、やはり積極的に私は介入して、こういう不当な臨海工業地帯の造成というものはやめさせるべきではないかと思っておりますが、その点については水産庁長官、どんなふうにお考えでしょうか。

○政府委員(太田康二君) たいだいまお尋ねの函館圏の総合開発の計画でございますが、これは昭和四十五年七月十日に閣議決定を見ました第三期の北海道総合開発計画の一環として計画されたものであるというふうに承知をいたしております。そして、これが函館市が中心となりまして函館圏の総合開発のために、御指摘のとおり函館港内の一部、第一期工事として、矢不來工業用地ということと約五百十ヘクタールを埋め立てて臨海工業地帯を造成する、こういう事業のようでございます。この点につきましては、先生からも何回もお話しのごさしましたように、現在、事業施行者でございますとこの函館市、あるいは運輸省も一部あるようでございますが、それと会社等もあるようでございますが、これらの事業施行者と埋め立て地区に当たりますところの上磯町管内の三つの漁協、この漁協との間で漁業補償についての話し合いが行なわれておりますが、いま御指摘のとおり、漁業者が反対をなさななその話し合いもついていない、こういう状況にあるわけでございます。公有水面埋立法によりますれば、権利者の同意がなければ免許がおろせないということが明らかになっておりますので、その間の問題があるわけでございますが、私どももいたしましては、計画自体がすでに閣議決定という大きな線によってきまっておりますので、実際の具体的な計画の進行過程におきまして、やはり何といたしまして埋め立てが実行されるということ、それに伴いましてやはり、もしそれを実施する場合には、当然漁業者の十分納得の上で事業が進められなければならない、そのためには十分な

補償もしなければならぬということとを基本の姿勢といたしておるのでございまして、漁業権がここではいま御指摘のとおり、共同漁業権、あるいは区画漁業権、一部定置漁業もあるようでございます、なかなかその補償問題というのは、問題の解決は容易ではなからうと思っております。地元の漁民の方々の気持ちもよくわかるわけでございますが、一方におきましてすでに計画も決定されておいて、その具体化の段階で話し合いが行き詰まっておりますということでござい

私どももいたしまして、地元北海道あるいは函館市、こういった事業の指導に当たるもの、あるいは事業を直接担当するもの、これらにつきましてもいま申し上げたようなことを十分理解をせしめたいと、事業に着手する場合には、十分地元との話し合い、特に漁業者との話し合いで、納得を得た上でなければ実行できないことはもちろんでございます。その点につきましても指導を強くしてまいりたいと、かように存じております。

○塚田大願君 いま、閣議決定もされておるのだから、あとはまあ十分地元の方々の納得を得るようには補償その他の問題について話し合いをした方がいい、こういうお話してございしたけれども、地元の方に聞きますとね、とにかくこれは先祖から譲られた漁場なんだから、とにかくこれはもう渡すわけにはいかない。それはその町中あげての反対なんです。しかも確かに国の政策から考えてみましても、こういう優秀な漁場をむやみやたらにぶすということは、決して国益に沿うわけではございませぬし、かりに閣議決定をされておいても、やはり実情に沿わないような場合には、私は計画を変えさせたい、決してふしぎではないと思っております。閣議決定されたときには、そんなことが予想されたわけではないでしょうか。ところが現実には、そういうふうにとにかく地元の方々が納得しない、現にいま三十億くらいの補償金が出ているそりですけれども、問題

にしないそうです、地元の方が、三十億といえ、かなりの金額だと思えますけれども、もう全然問題にしない。そのくらい非常に強い執念を持って反対をされておるわけでありまして、これは国の政策の立場から考えてみましても、この問題は再検討する必要があるかと思っております。が、とにかく事態がこまごま思っています。

一つ原因があると思っております。それは計画そのものが、計画の立案そのものの段階において地元の方々にほとんど何の打診もしていない、ここに一つのはっきりした根本的な欠陥が計画の中にあつたと思っております。ですから、この函館の場合も、一応計画には三十八名の審議委員の方がおられるというわけでも、この三十八名のうち漁民の代表というものはたった一名だということです。ですから漁民の声なんか何も反映されない、で、そして総合開発計画というものが立てられる、こういう状態なんです。そして、いまのような事態になつてしまつた。

ですから、やはり問題は、一つには計画の決定以前に漁民の皆さんの意向を十分に聞くということ、やはりこれは民主主義の一つの原則だろうと思えます。また、事実こういう余分なトラブルを起す必要はないわけでございますから、そうあるべきだと思つておるわけですが、そこで水産庁にお尋ねしたいと思つておるのですが、とにかく今後地域開発計画をお立てになつて埋め立てをする、そして漁場が喪失されるというふうなことが考えられました場合、計画決定前に関係する漁民の同意を要する

ひとつ制度化したいく必要があるんじゃないか、最低限迅速くらいはお出しになつて、その辺を明確にしておく、これがないからこういう事態が、片一方じゃどんどん計画が進む、片一方じゃ猛烈に反対をする、こういうむだが出ると思つて、そういう点については、どんなふうにお考えか、ひとつ聞かしていただきたいと思つておる。

都道府県知事は権利者の同意がなければ埋め立て免許ができないわけでございますので、法的にはその限りにおいて実行は確保されておるだろうと思つておる。なお漁港区域についての埋め立てという場合には、これは農林大臣にも同意を得ることになっておる。一件一件のほうに同意を求めておる。その際、私どもはそれに伴いまして漁業権の喪失等が伴いますケースにつきまして、正式に漁業権の放棄が適法になつておるかどうかが、あるいは補償が適法になつておるかどうかが、あるいは補償についての精査をいたしまして、同意すべきものは同意をいたしていくというふうな実態でございます。しかし、法律的にはそういうふうな制度ができておる。また、実行面におきまして、先生御指摘のようない問題もあつたと思つておる。そういう点につきましては、何と申しましたも関係者の同意を得なければ任事がスムーズに進まないわけでございますから、たとえば審議会等の場が設けられる場合に、漁民代表を数多く加えるとかいうような形で、十分漁業者の意向が反映されて、漁業との調整が行なわれた上で事業が進むと申しますか、行なわれるように持つてまいりたいと、かように存じております。

○塚田大願君 たいへん積極的な、前向きなお話して、私もそういうふうな姿勢をひとつぜひ貫いてやっぱり水産庁、農林省は農民、漁民サイドで問題を提起していただく必要があるかと思つておる。確かに通産省その他の圧力というものが相当あるかと推測できるんですけれども、しかし、全体の国の経済の発展、農林水産の振興ということを考えてみました場合には、やはりその辺ははつきりものを言つていただく必要があるかと思つておる。赤城農林大臣は、きのうの本会議で米価の問題につきまして、たいへん積極的なお話をされました。野党から拍手が起きましたけれども、まあ水産関係でも私は、やはりあのくらの姿勢でぜひものを言つていただく必要がある。こうやってどんどん埋め立てをされたり、公

害をどんだん流されたりして、決してこれは目先の高度成長ということから見ればどうか知りませんけれども、全体の日本の経済の発展から見れば、決していいことではないのでして、国の将来を考へるならば、当然積極的に行つていただきたいと思ふのですが、その一点、ひとつ大臣の最後の御所見をお聞きして、きよは時間が切れましたので私の質問終わりたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 水産等につきまして、ほんとうに公害等が出てきて、先ほどから話を聞いていましたが、十年前などとはだいぶ違つてきております。でございますので、その公害に対する賠償という消極的な面ばかりじゃなく、その点などにつきましても私は契約上からいつても、情勢の変化というものがあつて、情勢の変化に対しては、そのとき結んだ契約など変えていかなければならぬ、こういう態度で情勢の変化に即した補償、賠償などもせなくちゃならぬし、それから、消極的な面でございますが、そういうものをなくするということに相当力を入れなくちゃならぬし、そうしてまたそういう消極面を除去して、また漁業の振興ということに積極的に力を入れなくちゃならぬ、こういうふうに思ひます。でありますので、いろいろ御意見等は拜聴いたしました、非常に私も賛成でございます。また、その方向についても塚田さんの御意見のように積極的に行つていきたい、こう思ひます。

○委員長(高橋雄之助君) 他に発言もなければ三案に対する質疑は、終局したものと認めます。なお、討論、採決は後日に譲ることいたします。

○委員長(高橋雄之助君) 次に、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取します。赤城農林大臣。

○国務大臣(赤城宗徳君) 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、そ

の提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法は、農林漁業団体職員共済組合の向上と農林漁業団体の事業の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐年改善を見てまいりました。しかしながら、年金財政の状況を見ますと、給与水準の変動、制度改正等により所要財源率について相当程度の増高を見るに至つておりますが、現行の掛け金率は、他の共済組合法に比べ高い実態にありまして、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、掛け金の引き上げは回避することとし、このため、国庫補助率の引き上げその他所要の措置を講ずることとした次第であります。

一方既裁定年金につきましては、最近の物価上昇等の現状にかんがみ、その額を改定して、給付の内容につきさらに改善をはかることとしたのであります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正であります。農林漁業団体職員共済組合の掛金負担の増高を避けるため、給付に要する費用に對する国の補助率を一六%から一八%に引き上げるとともに、通算年金制度の定着により任意継続組合員制度の役割りが軽減されてきている実情等を勘案して、昭和四十七年十月一日以後に組合員となる者は任意継続組合員となることのできないこととしております。

第二は、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。昭和四十五年三月までに給付事由の生じた既裁定の年金について、昭和四十七年十月以後、その年金の計算の基礎となつて平均標準給与を一〇・一%引き上げることにより年金額を改定することとしております。さらに、退職年金等の最低保障額の引き上げを行なうとともに、その特例となる高齢者の範囲

を拡大することとしております。

以上がこの法律案の理由と主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長(高橋雄之助君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔午後一時四十分速記中止〕
〔午後一時六分速記開始〕

○委員長(高橋雄之助君) 速記を起こしてください。

次に、本案は衆議院において修正されておりますので、修正部分の説明を聴取いたします。衆議院農林水産委員長代理三ツ林弥太郎君。

○衆議院議員(三ツ林弥太郎君) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は、本法の施行期日のうち、給付に要する費用に對する国の補助率にかかるとともに、昭和四十七年四月一日となつておりますが、この期日はすでに経過してありますので、これを公布の日から施行することに改めるとともに、昭和四十七年度予算にかかる国の補助金については、これを四月一日に遡及して適用することとしております。

修正の第二点は、社団法人全国農業共済協会、社団法人中央畜産会及び社団法人中央酪農会議の職員共済組合について、本共済組合加入前の厚生年金被保険者期間のうち、当該法人の職員であった期間に限定し、その期間をも組合員期間とみなし、これを通算する特例措置を設けることとしております。

すなわち、各法人の本共済組合適用日の前日に於いて厚生年金保険の被保険者であった者で、適用日に組合員となつた者が昭和四十七年十月一日まで引き続き組合員であり、各法人がこれに該当する者の二分の一以上の同意を得て昭和四十七年十月三十一日までに本共済組合に申し出をし、かつ組合員期間とみなされる期間のうち、昭和三十四年一月から各法人の適用日の属する月の前月までの期間について、その者が組合員であったものとみなした場合に納付すべきであった掛け金の額から、その者についての厚生年金保険料の額を控除した額に、これに對する利子相当額を加算した額を納付金として本共済組合に納付した場合に限つて特例措置として通算を認めることとしております。

なお、この場合の納付金については、法人及び組合員の折半負担とし、納付金については所得税法等の特例措置として社会保険料とみなし、これを控除することとしております。

また、本修正と関連し、厚生保険特別会計の積み立て金のうち、組合員期間に合算されることとなつた職員共済年金保険の被保険者であつた期間にかかるとともに、昭和四十七年十月一日から二年以内の同特別会計から本共済組合に交付するものとしたほか、組合員となつた日以後に厚生年金保険の第四種被保険者であつた期間を持つ者については、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなし、第四種被保険者として納付した保険料の額にこれに對する利子相当額を加算して得た額の合計額に相当する金額を厚生保険特別会計からその者に還付するものとしております。

その他所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が、衆議院農林水産委員会において修正を加えた点であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(高橋雄之助君) 次に、補足説明を聴取します。内村農政局長。

○政府委員(内村良英君) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べたとこ

ろでありますが、所要財源率の処理に関し若干ふえんして申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合の掛け金率は、原則として五年ごとに実施する所要財源率再計算の結果に基づいて定めることとしておりました。現行の掛け金率は千分の九十六となっており、昭和四十五年に所要財源率を再計算いたしましたところ約千分の十六増加することとなりました。

しかしながら、現行の掛け金率が他の共済組合に比べて高い実態にあることから、農林漁業団体及び組合員の負担能力等を考慮いたしまして、給付に要する費用に対する国の補助率の引き上げ、任意継続組合員制度の適用の制限、財源調整費補助の確保及び利益の一部の充当を行なうことによりこの増加分を処理し、掛け金の引き上げを回避することとした次第であります。

次に法律案の内容について御説明申し上げます。第一条は、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正であります。

このうち、第十七条の改正規定は、任意継続組合員となることができる者の範囲を制限しようとするものでありまして、昭和四十七年十月一日以後に組合員の資格を取得する者は、任意継続組合員となることができないこととしております。

次に、第二十条の改正規定は、最近の農林漁業団体職員給与の実態にかんがみ、掛け金及び給付の算定の基礎となる標準給与の下限を引き上げようとするものでありまして、現行の一万二千元を一万八千円に引き上げることとしております。また、第六十二条の改正規定は、農林漁業団体職員共済組合の給付に要する費用に対する国の補助率を一六%から一八%に引き上げることとしたものであります。

第二条は、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正であります。

まず、第一条の四、第二条の五及び第二条の六

の規定は、既裁定年金の額の改定でありまして、昭和四十五年三月末日までに給付事由の生じた年金につきまして、現に給付を受けている年金の算定の基礎となつて平均標準給与の年額等を一〇・一%引き上げることにより年金額を増額することとしております。この場合、その算定額よりも、その給付事由が生じた当時の年金算定の基礎となつた平均標準給与の年額等に別表第五にありますが二・〇三七から一・一〇一までの率を乗じた額を用いて算定した年金額の方が多い場合には、その多い方の額に改定することとしております。なお、この場合の平均標準給与の年額等の最高限度額につきましては改善をはかることとし、従来最高限度額を一〇・一%引き上げ、いわゆる頭打ち制限を緩和いたしております。

次に第三条の三の規定は、既裁定年金の最低保障額の引き上げであります。退職年金及び障害年金につきましては現行の九万六千円を十一万四千円に、遺族年金につきましては現行の四万八千円を五万五千二百円にそれぞれ引き上げることとしております。

また、高齢者等についての最低保障額の特例につきまして、退職年金及び障害年金については現行の十二万円を十三万四千四百円に、遺族年金については現行の六万円を六万七千二百円に、それぞれ引き上げるとともに、その対象範囲を従来七十歳以上の者から六十五歳以上の者に拡大することとしております。

さらに、従来最低保障額につきましては、組合員期間が二十年以上に満たない者の遺族年金については適用がないものとされておりましたが、これを組合員期間が十年以上の者で組合員である間に死亡した者の遺族についても適用することとしたので、いわゆる旧法遺族年金の一万九千円という低額年金は、大幅に改善されることとなります。

なお、これらの最低保障額の引き上げは既裁定年金のみならず、今年の新規裁定年金についても適用することとしておりました附則の改正は

このためのものであります。最後に、第三条及び第四条は、第二条の措置に関連して規定の整備を行なうとともに、いわゆる旧法の通算退職年金についても、昭和四十六年度における年金の額の引き上げの措置と同様の改善をはかることとされております。

以上がこの法律案のおもな内容でありまして、この法律の施行期日は、補助率の引き上げに関する部分を除き、昭和四十七年十月一日といたしております。

なお、この法律案に対して、先ほど御説明がありましたように、衆議院において修正が行なわれまして、補助率の引き上げに関する部分の施行期日につきましては、これを公布の日から施行し、同年四月一日から適用することとされるところに、社団法人全国農業共済協会等の職員の厚生年金保険の被保険者期間を通算する特別措置に関する規定が追加されたことを申し添えます。

以上をもちましてこの法律案の提案理由の補足説明といたします。

○委員長(高橋雄之助君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることといたします。本日は、これにて散会いたします。午後一時十五分散会

第八部

農林水産委員会會議録第十八号

昭和四十七年六月一日

【参議院】

昭和四十七年六月十四日印刷

昭和四十七年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D